

第1章

「宮古市文化財保存活用地域計画」作成の目的

1 地域計画作成の背景と目的

(1) 地域計画作成の背景

宮古市は、市域面積 1,259.18 平方kmと岩手県第1位の広大な面積を有しています。浄土ヶ浜に代表される三陸海岸、市域を横断する閉伊川、そして早池峰山に代表される北上山地等、「森・川・海」の魅力的な自然環境を有し、それらを基盤とする人々の営みは、現代まで独自の歴史や文化を形成してきました。市内には、国指定名勝「浄土ヶ浜」や国指定重要無形民俗文化財「黒森神楽」、国指定史跡「崎山貝塚」、国指定重要有形民俗文化財「北上山地川井村の山村生産用具コレクション」をはじめ、多種多様な文化財が 127 件指定・登録されています（2024（令和6）年1月現在）。

一方で、人口減少・少子高齢化による過疎化、農林水産業の衰退による地方経済の弱体化、大規模な自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化等、本市をとりまく社会情勢は大きく変化しています。本市の人口の推移を見ると、1960（昭和35）年の8万1千人をピークに減少を続け、2020（令和2）年の国勢調査では5万人となり、ピーク時の6割に落ち込んでいます。2022（令和4）年10月1日時点での人口は48,235人と5万人を割り込み、2024（令和6）年4月1日現在で46,331人です。2050（令和32）年には人口2万7千人と推計されています。

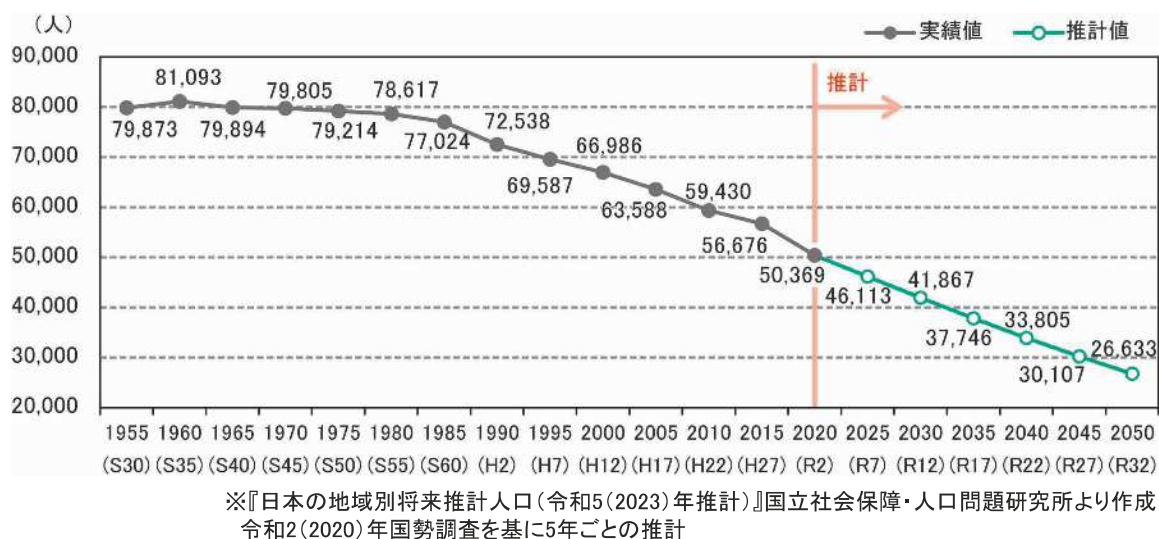


図1-1 人口の推移と今後の推計

2011（平成23）年3月、本市は東日本大震災津波により甚大な被害を受け、死者517人、住家・非住家被害は計9,088棟に及びました。田老地域や^{くわがさき}嶺ヶ崎地区等では、復興事業に伴って土地区画整理が行われ、新たな街並みが形成されました。震災から10年以上が経過し、防潮堤等のハード面の復興は進められてきましたが、人口減少や地域コミュニティの希薄化等、社会的な課題も浮き彫りになっています。文化財に関しても、少子高齢化による文化財の担い手不足が指摘され、各地域の神社や^{ほころ}祠等の維持管理が行われないといった問題や、長年地域に根づいてきた民俗芸能が消滅

の危機に瀕する等の問題が顕在化しています。

また、岩手県は「郷土芸能の宝庫」と言われるほど、数多くの民俗芸能が伝承され、2009（平成21）年の岩手県民俗芸能伝承調査では1,126（中断を含む）の芸能が確認されています。しかしながら、本市を含む岩手県沿岸部や県北部では、近年の過疎化により、担い手の不足は深刻です。1995（平成7）年に行われた岩手県民俗芸能調査とその後の聞き取り調査等で、本市にはかつて72の芸能が存在していました。2023（令和5）年現在の伝承状況は、新型コロナウイルス感染拡大による休止後の再開見込みを含めて27となり、3分の1に減少しています。全国的な人口減少、地方の過疎化といった社会情勢に加えて、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市の歴史と文化の継承は困難になっています。

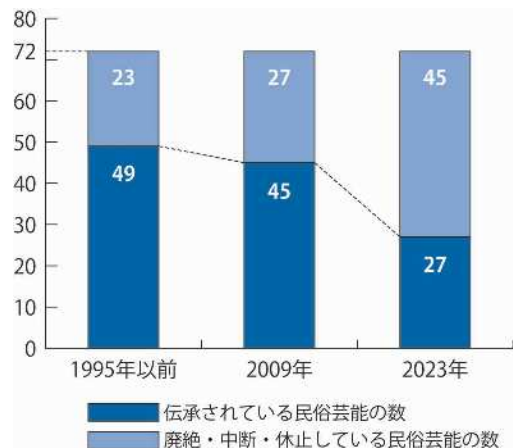
（2）地域計画作成の目的

2018（平成30）年に文化財保護法が改正され、文化財保護法第183条の3第1項において市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねる「文化財保存活用地域計画」が制度化されました。この計画には、目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容が記載され、文化財所有者・市民団体・地域・民間事業者・専門家・行政等が地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことを目的としたものです。さらに指定・未指定に関わらず多種多様な地域に残る文化財等をテーマやストーリーによって「関連文化財群」という枠組で捉えることにより、多面的な価値や魅力の発信につなげるのが想定されています。また、周辺環境を含む文化財等を核とした計画区域である「文化財保存活用区域」を設定することで、魅力的な空間の創出につなげるのが期待されます。

各地域を特徴づける歴史や文化、自然環境等を着実に次世代へ継承していくためには、まちづくりや地域振興、観光等様々な分野と連携を図り、行政や文化財所有者のみならず多様な主体のもとで、文化財の保存と活用の取り組みを進めていくことが求められます。上記の背景を踏まえ、本市における文化財の保存や活用の目標を定め、各種の取り組みを計画的に実施していく「宮古市文化財保存活用地域計画」を作成しました。



鍬ヶ崎地区の土地区画整理 2016(平成28)年1月



1995年: 岩手県民俗芸能緊急調査報告書
「岩手県の民俗芸能」(1997年3月)
2009年: 岩手県民俗芸能伝承調査報告書
「岩手県の民俗芸能」(2011年3月)
2023年: 宮古市教育委員会による状況把握(2023年4月)

図1-2 本市における民俗芸能伝承数の推移

2 位置付けと計画期間

(1) 「宮古市文化財保存活用地域計画」の位置付け

「宮古市文化財保存活用地域計画」（以下、本計画）は、『文化財保護法』（昭和25年法律第214号）第183条の3に基づき、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として作成するものです。

この計画は、市で取り組む目標や取り組みの具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン及びアクションプランとして位置付けられます。

岩手県における文化財の保存・活用の基本的な方針を示した「岩手県文化財保存活用大綱」の内容を勘案し、本市のまちづくりの指針となる最上位計画である「宮古市総合計画」と整合を図りながら作成します。

	概 要
岩手県文化財保存活用大綱 2021（令和3）年4月策定	文化財保護に関する諸課題を解決する方策を検討し、県内文化財の保存・活用の基本的な方針を示す計画。「多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」」を目指すべき将来像として掲げる。
	概 要
宮古市総合計画（前期基本計画） 2020（令和2）年3月策定 計画期間：2020（令和2）年度 ～ 2024（令和6）年度	まちづくりの指針となる市の最上位計画で、基本構想、基本計画及び実施計画で構成。基本構想では、都市の将来像を『「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち』としている。基本施策Ⅵ「郷土を誇り次代につなぐひとづくり」の中で「文化の振興」を掲げる。

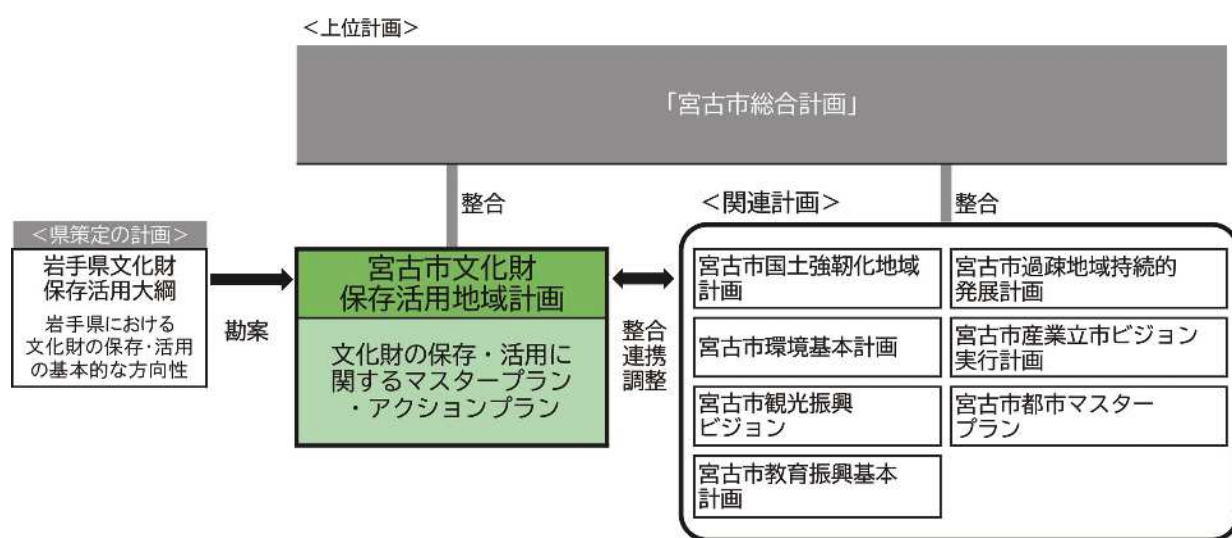


図1-3 「宮古市文化財保存活用地域計画」の位置付け

また、文化財の保存・活用に関連する法令・区域として、『自然公園法』に基づき指定された「三陸復興国立公園」、「早池峰国立公園」があります。さらに『自然環境保全法』により「早池峰自然環境保全地域：特別区」が指定され、この他、『岩手県自然環境保全条例』による「区界高原自然環境保全地域」、「青松葉山自然環境保全地域」、「黒森山環境緑地保全地域」があります（第2章—2参照）。

さらに、本計画に関連する計画として、「宮古市国土強靱化地域計画」や「宮古市過疎地域持続的発展計画」、「宮古市環境基本計画」、さらに教育分野における中期的な教育の振興のための施策に関する基本計画である「宮古市教育振興基本計画」などがあり、これらの各種計画と整合性を保ち、連携・調整しながら施策を推進していきます。

表1—1 関連する計画一覧

名 称	概 要
国土強靱化地域計画 2020（令和2）年3月策定 計画期間：2020（令和2）年度 ～2024（令和6）年度	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策と指針となる計画。 地域社会・経済を迅速に再建・回復する目標に向けて、文化財保存活用地域計画の策定が対応方策として挙げられている。
宮古市過疎地域持続的発展計画 2021（令和3）年10月策定 計画期間：2021（令和3）年度 ～2025（令和7）年度	宮古市の自立と持続的な発展に向け、各種の施策を総合的・効果的に取り組んでいくための計画。 「地域文化の振興等」の中で芸術・文化や文化財についての現状と課題、その対策が示されている。
宮古市環境基本計画 2021（令和3）年1月策定 計画期間：2020（令和2）年度 ～2024（令和6）年度	環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。 環境の将来像として「恵み豊かな自然の維持と、循環を基調とした持続可能な社会の形成」を掲げる。 取り組み項目の中で「希少動植物の保護」、「地域に根ざした良好な景観の保全と創造」、「自然観察教育林、木の博物館、ジオパーク等で行う環境教育活動」、「自然観察会」を推進するとしている。
宮古市産業立市ビジョン 2022（令和4）年3月策定 計画期間：2022（令和4）年度 ～2024（令和6）年度	産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関し、目指すべき産業の将来像とその実現に向けた重点施策を推進する指針。 各政策分野別ビジョン（実行計画）の中で、観光①「地域観光資源活用事業」や「体験型観光推進事業」等が挙げられている。
宮古市観光振興ビジョン 2022（令和4）年4月策定 計画期間：2022（令和4）年度 ～2024（令和6）年度	観光振興の取り組みの基本的な方針。 観光振興の重点施策（コア・プロジェクト）として、「地域観光資源活用事業」や「体験型観光推進事業」等が挙げられている。
宮古市都市マスタープラン 2018（平成30）年9月策定 計画期間：2018（平成30）年度 ～2038（平成50）年度	土地利用、市街地や都市施設の整備、自然環境等の保全と活用など、まちづくりに関する基本方針としての役割を担うとともに、市が定め実施する都市計画の指針。 都市づくりの方針の第9「歴史・文化・観光振興の方針」の中で「文化財の保護と活用」、第10「景観形成の方針」の中で自然風景を活かした景観形成や史跡公園の利活用について、第11「環境保全の方針」の中で貴重な自然環境の保全の推進について掲げている。
宮古市教育振興基本計画 ～郷土を誇り次代へつなぐひとづくり～ 2020（令和2）年3月策定 計画期間：2020（令和2）年度 ～2024（令和6）年度	教育分野における中期的な教育の振興のための施策に関する基本計画。 総合計画にも位置付けられる「文化の振興」に関する基本事業①芸術文化の推進、②文化財の保存と活用、③市史の継承について、現状と課題、施策を示している。

（2）SDGsに対応した取り組み

2015（平成27）年の国連サミットで採択された、2030（令和12）年までの国際目標であるSDGs（「Sustainable Development Goals」＝「持続可能な開発目標」）は、全ての国が取り組むべき目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールを示しています。この目標は、本市の総合計画においてもまちづくりの基本的な考え方と捉えており、本計画では、文化財の保存・活用に関する様々な取り組みを通して、右記の6つの目標達成に向けて取り組みます。



(3) 「宮古市文化財保存活用地域計画」の計画期間

本計画の計画期間は、「宮古市総合計画」との整合性を考慮し、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度の6年間とします。

本計画に記載された各種の取り組み（第9章参照）は、実施時期を前期（1・2年目）、中期（3・4年目）、後期（5・6年目）に分けて計画します。

これらの取り組みについては、「ふるさと宮古ネットワーク（仮称）」（連携会議）（第11章参照）において、成果の検証・評価を行います。取り組みの検証・評価や新たな調査成果等により状況に変化が生じた場合には、適宜計画内容の見直しを行います。

なお、見直しにより、「計画期間の変更」、「市域内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う場合は、計画変更について文化庁に申請し認定を受けるものとします。軽微な変更を行った場合は、計画の変更について岩手県及び文化庁へ情報提供します。

	1年目 2024 (令和6)年度	2年目 2025 (令和7)年度	3年目 2026 (令和8)年度	4年目 2027 (令和9)年度	5年目 2028 (令和10)年度	6年目 2029 (令和11)年度	
宮古市文化財保存活用地域計画	前期		中期		後期（見直し）		次期計画
宮古市総合計画 （前期・後期計画）	前期		後期				次期総合計画 前期

図1-4 「宮古市文化財保存活用地域計画」の計画期間

3 「宮古市文化財保存活用地域計画」の記載事項

本計画は、『文化財保護法』第183条の3第2項各号及び文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針（最終変更2023（令和5）年3月20日）」に基づき、以下の事項を記載しています。

（第1号関係）[当該市町村区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]

- ・当該市町村の概要 ➡【第2章 宮古市の概要】
- ・当該市町村の文化財の概要 ➡【第3章 文化財等の概要】
- ・当該市町村の歴史文化の特性 ➡【第4章 歴史文化の特性】
- ・文化財の保存・活用に関する課題 ➡【第5章 文化財の保存・活用の現状と課題】
- ・文化財の保存・活用に関する目標 ➡【第6章 文化財の保存・活用の目標と方針】

（第2号関係）[当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容]

- ・文化財の保存・活用に関する措置 ➡【第9章 文化財の保存・活用の取り組み】
- ➡【第10章 文化財の防災・防犯】

(第3号関係) [当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]

- ・文化財を把握するための調査に関する事項 ➡ 【第3章 文化財等の概要】
【第9章 文化財の保存・活用の取り組み】

(第4号関係) [計画期間]

- ・計画期間 ➡ 【第1章 「宮古市文化財保存活用地域計画」作成の目的】

(第5号関係) [その他文部科学省令で定める事項]

- ・文化財の保存・活用の推進体制 ➡ 【第11章 文化財の保存・活用の推進体制】

その他、指針において「地域の実情を踏まえ、必要に応じて内容を定めることができる」事項である「関連文化財群」、「文化財保存活用区域」について、以下の章で記載しています。

- ・関連文化財群に関する事項 ➡ 【第7章 関連文化財群の設定】
- ・文化財保存活用区域に関する事項 ➡ 【第8章 文化財保存活用区域の設定】



図1-5 「宮古市文化財保存活用地域計画」の構成

4 文化財の定義と地域の宝

『文化財保護法』第2条では、「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財・無形の民俗文化財）、記念物（遺跡・名勝地・動物、植物、地質鉱物）、文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地）、伝統的建造物群の6つに類型化されています。これらに加えて文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等である文化財の保存技術、土地に埋蔵されている文化財である埋蔵文化財を保護の対象としています。このうち重要なものは、国または県、市により指定、選択、選定、登録され、保護の措置が図られています。本計画では、これらの指定等の措置が図られている文化財を「指定等文化財」と呼びます。

一方で、本市には、各地域に伝わる歴史や文化、自然などについて、その価値が明確になっておらず、保存や保護の対象として扱われてこなかった「未指定文化財」も数多く存在します。また、文化財の6類型には当てはまらない昔話・伝説、生業・産業、地名などは、地域の暮らしと密接に関係し、地域の特徴を表している重要な要素となっており、これら指定等文化財、未指定文化財以外の要素を本計画では独自の類型として「地域資産」と定義します。また、文化財の6類型に当てはまる指定等文化財と未指定文化財、6類型に当てはまらない地域資産から成る各地域を特徴付ける有形・無形の文化的資産全体を「地域の宝」と位置付け、計画の対象とします。本市の歴史文化の特性は、特有の自然環境や社会環境に育まれた指定等文化財や未指定文化財、地域資産から成る「地域の宝」によって形成されます。

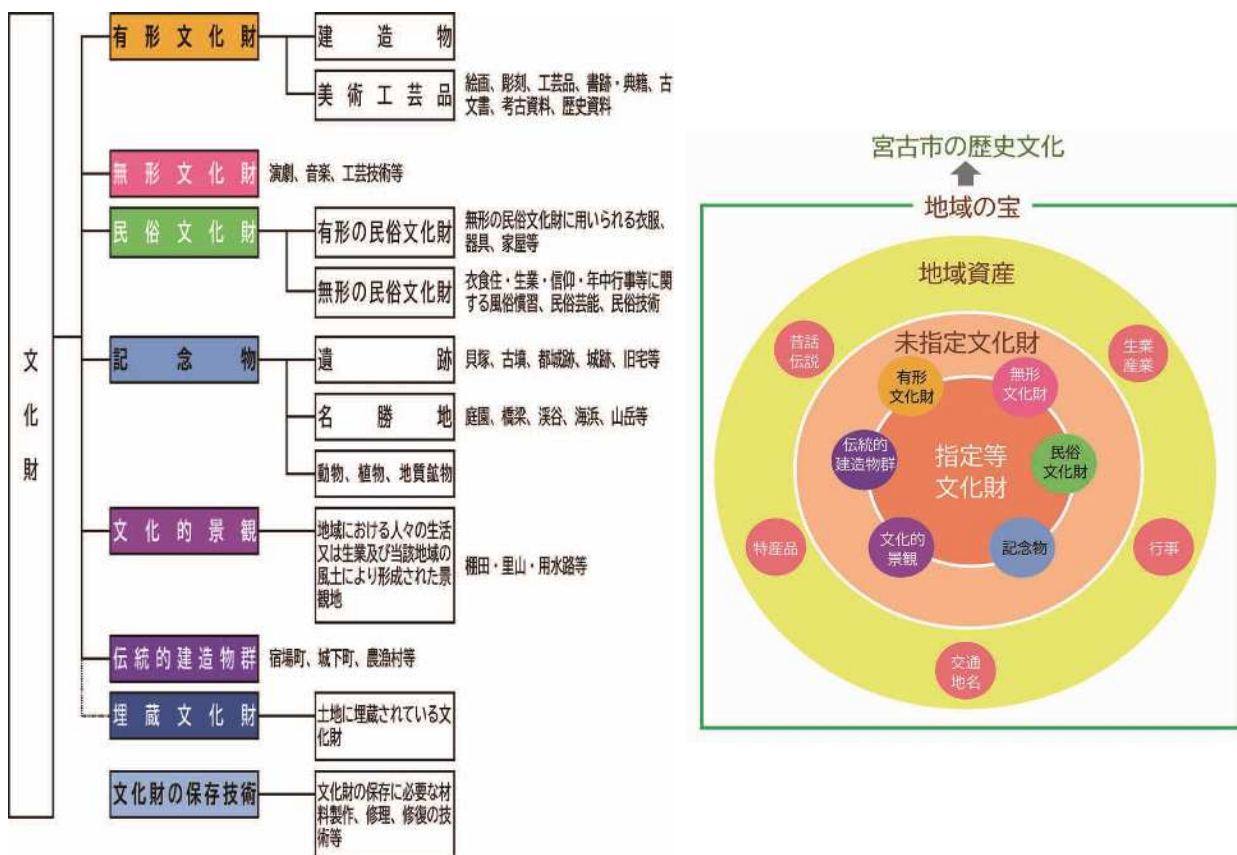


図1-6 文化財の類型と地域の宝